

件名

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー） 第四十三条 「略」 「2・3 略」 4 第一項の規定にかかわらず、株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）のうち、総自己資本の額（第二条第三号の算式における総自己資本の額をいう。）に十パーセントを乗じて得た額を上回らない部分について、次に掲げる要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、百パーセントとすることができ。 一 我が国の政府関係機関又はその子法人等（以下この号において「政府関係機関等」という。）と共同で行う投資であつて、政府出資その他の財政上の措置により、政府関係機関等が当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受けるものであること。 二 次に掲げるいずれかの会社に対する投資であること。 イ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下この号において「規則」という。）第十七条の二第十二項に規定する新規事業分野開拓会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。） ロ 規則第十七条の二第十二項本文に規定する事業再生会	（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー） 第四十三条 「同上」 「2・3 同上」 「項を加える。」

社（同項本文又は同条第十三項本文の規定の適用を受けるものを除く。）

ハ 規則第十七条の第十二項に規定する地域活性化事業会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。）又は規則第十七条の七の第三項に規定する特例事業再生会社（同条第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。）若しくは同条第二項の規定の適用を受ける会社

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第四百十三条 第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、内部格付手法採用最終指定親会社が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあり、及び同条第四項中「株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第四百十四条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第四百十三条 第四十三条第一項及び第三項の規定は、内部格付手法採用最終指定親会社が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第四百十四条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。